

障害者権利条約(仮称)

1. 名称

Convention on the Rights of Persons with Disabilities

(仮称:障害者の権利に関する条約)

2. 概要

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、障害者の尊厳、個人の自律及び自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定する他、法の下での平等、身体的自由、アクセシビリティ、家族、教育、労働等様々な分野において、障害者の権利を保護・促進する規定を設けている。また、条約の実施状況を監視する国際モニタリングにおいて、本条約独自の委員会を設置することも規定している。

3. 採択の経緯

(1)2001年12月の「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議が国連総会でコンセンサス採択されたことを受け、2002年7月から8月にニューヨーク国連本部において本条約について検討するための障害者権利条約アドホック委員会第1回会合が開催され、以降8回に亘る会合により、本条約案の検討が行われ、2006年8月の第8回アドホック委員会で基本合意された。

(2)その後、2006年9月から11月に行われた起草委員会での協議を経て、本条約は、同年12月5日、障害者権利条約アドホック委員会第8回会合再開会期において採択された後、12月13日、第61回国連総会本会議において採択された。

(3)本条約は、2007年3月30日に署名のために開放される予定。

条文構成

(注:見出しについては暫定訳)

- ・ 前文
- ・ 第1条:目的
- ・ 第2条:定義
- ・ 第3条:一般原則
- ・ 第4条:一般的義務
- ・ 第5条:平等及び非差別
- ・ 第6条:障害のある女性
- ・ 第7条:障害のある児童
- ・ 第8条:意識の向上
- ・ 第9条:アクセシビリティ
- ・ 第10条:生命の権利
- ・ 第11条:危機のある状況
- ・ 第12条:法の下の平等
- ・ 第13条:司法へのアクセス
- ・ 第14条:身体的自由及び安全
- ・ 第15条:拷問又は残虐な、非人間的なもしくは品位を傷つける取り扱い又は刑罰からの自由
- ・ 第16条:搾取、暴力及び虐待からの自由
- ・ 第17条:人格の完全性の保護
- ・ 第18条:移動の自由
- ・ 第19条:自立生活及び地域への包含
- ・ 第20条:個人のモビリティ
- ・ 第21条:表現と意見表明の自由、情報へのアクセス
- ・ 第22条:私生活の尊重
- ・ 第23条:家庭及び家族の尊重
- ・ 第24条:教育
- ・ 第25条:健康
- ・ 第26条:ハビリテーション及びリハビリテーション
- ・ 第27条:労働と雇用
- ・ 第28条:相当な生活水準及び社会保障
- ・ 第29条:政治生活及び公的生活への参加
- ・ 第30条:文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
- ・ 第31条:統計とデータ収集
- ・ 第32条:国際協力
- ・ 第33条:国内の実施とモニタリング
- ・ 第34条～第40条:国際的モニタリング
- ・ 第41条:寄託
- ・ 第42条:署名
- ・ 第43条:締結に対する同意
- ・ 第44条:地域的統合機関
- ・ 第45条:効力発生
- ・ 第46条:留保
- ・ 第47条:改正
- ・ 第48条:廃棄
- ・ 第49条:アクセス可能な形式
- ・ 第50条:正文

・ 選択議定書(個人通報制度、調査制度)